

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	確認したい内容	対応
1	太陽光発電設備	添付資料21 災害発生時における太陽光発電設備(蓄電池含む)の電力供給範囲の想定	P.1	電力供給範囲は「想定」と記載されているが、資料に記載の室以外にも提案を行うことは可能か。	提案は可能です。
2	評価点	落札者選定基準	P.6	配点が120点と大きいですが、最も重要視する点はあるか。	提案内容に応じ、各審査項目において総合的に判断します。
3	都市計画法に基づく開発許可について	要求水準書	P.10 第1総則 5事業予定地の諸条件 (1)立地条件 ⑦都市計画法に基づく開発許可	「法第33条の技術基準、法第34条の立地基準への適合が必要」という文面の解釈については、法第29条の開発行為の許可申請の手続きは必要なく、法第43条ただし書きを適用し、開発行為の許可申請同等の基準を要求しているという解釈でよいか。 その場合敷地周囲の敷地外水路についても基準とおりに整備する必要があるか。あるいは、提案内容次第で同等の基準への適合の必要性があるという解釈でよいか。	市街化調整区域内の開発許可基準を一般的に記載したものであり、これと同等の基準を要求したものではありません。 現段階では開発行為に該当するような整備は想定していません。
4	エレベーターの計画について	要求水準書	P.15 第2 1(2)① (j)	給食運搬用のエレベーターの設置提案は可能か。	保守管理費抑制のため、給食運搬用専用の設置は想定していません。
5	発電機の設置	要求水準書	P.20 1(2)④	「災害時に生徒や地域住民も避難できる施設を目指す」とあるが、保安電源として発電機の設置は必須ではないとの解釈でよいか。	お見込みのとおりです。
6	照明制御	要求水準書	P.20 イ(d)	「昼光を利用した教室等の照明制御は導入しない」とあるが、昼光(明るさ)センサを用いた調光制御は行わないとの解釈でよいか。	お見込みのとおりです。
7	情報通信設備	要求水準書	P.20 ウ(d)	「一般の通信ネットワークへの接続可能な配管工事を行うこと」とあるが、通信会社からの引込用の配管を設けるとの解釈でよいか。	お見込みのとおりです。

個別対話の議題への対応

令和5年(2023年)10月31日公表

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	確認したい内容	対応
8	仕上げ材	添付資料20 熊本市 学校施設標準仕様	P.20～28	外部仕上げおよび内部仕上げの仕様が記載されているが、性能面・コスト面等を考慮し、異なる仕様を提案することは可能か。	要求水準書に基づき、添付資料20「熊本市学校施設標準仕様」を参考に提案は可能です。なお、資料20と異なる仕様を提案する場合は、変更した理由、変更によるメリット・デメリット等をお示しください。
9	太陽光発電設備	要求水準書	P.21 カ	太陽光発電設備のデータ計測装置について、設置場所の指定がないが、「事務室」へ設置すると想定してよいか。	データ計測装置の設置は不要です。
10	貯水機能付き給水管	要求水準書	P.22	「防災対策として、貯水機能付き給水管を設置すること。」とあるが、貯水機能付き給水管は地上設置となると理解します。給水設備については、停電時および断水時の給水確保を考慮するものとし、浸水対策は不要との理解でよいか。	お見込みのとおりです。
11	災害時の空調換気設備	要求水準書	P.23	「屋内運動場、武道場及び普通教室の一部は、災害時における避難所としての利用を想定し」とあるが、当該箇所は空調換気設備設置箇所となっている。災害時に空調設備や換気設備を運用するという理解でよいか。	お見込みのとおりです。
12	駐車場について	要求水準書	P.24 2-1-(5)-3	児童育成クラブについて、保護者の車による送迎は想定しているのか。想定している場合は、敷地内の一般用駐車場を共用すると考えてよいか。	お見込みのとおりです。
13	学年の段階区切りについて	要求水準書	P.32 2-2-(2)-3-イ (a)	学年段階の区切りについては今後検討を行っていくとのことだが、開校時に採用予定の区切りをご教示ください。着手後の工事費変動を抑えるため、是非ご回答をお願いします。	学年段階の区切りについては現在検討中です。開校時の区切りがその後変更されることも予想されることから、柔軟に対応できる教室配置の提案を期待しており、審査項目において総合的に判断します。
14	学年段階の区切りについて	要求水準書	P.32	「6-3制や4-3-2制、5-4制などの学年段階の区切りについては、今後検討を行っていく」とあるが、提案時において、どの区切りを採用するかは評価において不問との理解でよいか。	学年段階の区切りについては現在検討中です。開校時の区切りがその後変更されることも予想されることから、柔軟に対応できる教室配置の提案を期待しており、審査項目において総合的に判断します。
15	職員の男女比率	要求水準書	P.39～40	児童生徒用トイレおよび職員・来客用トイレの必要器具数に関する記述があるが、児童生徒・職員とも男女比は1:1と考えてよいか。	お見込みのとおりです。

個別対話の議題への対応

令和5年(2023年)10月31日公表

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	確認したい内容	対応
16	バリアフリーについて	要求水準書	P.42 2-2-(2)-7-ア-f	省スペースと安全性重視の観点よりスロープについては、段差解消機の設置で代替えてよいか。	メンテナンスが必要となることから、段差解消機は設置しないこととします。
17	スロープの代用	要求水準書	P.42	「車いす利用者がステージに上がることができるスロープを設けること」とあるが、昇降機での代用は可能か。	メンテナンスが必要となることから、段差解消機は設置しないこととします。
18	周辺への影響について	要求水準書	P.48 2-2-(2)-⑨-イ-(d)	農地への影響について、想定すべき農作物について、具体的に ご教示ください。	現状の近隣農地の状況をご確認の上、砂等の飛散防止に配慮した計画としてください。
19	アスベスト調査等について	要求水準書	P.52 3-(1)-d	現況測量、樹木調査、アスベスト調査については、開示資料を正とし、省略してもよいか。	それぞれ開示資料の使用は可能ですが、アスベストに関する事前調査は省略せず、事業者の責任で実施してください。アスベスト調査は吹付けアスベスト等及び外壁吹付け塗材のみ調査しているため、それ以外に必要な調査は本事業で実施してください。追加で必要となるアスベスト対策費用は協議の上、費用負担を行うこととします。なお、吹付けアスベスト等調査の結果について資料を追加提示します。
20	近隣住民への工事内容周知	要求水準書	P.57 (5)(d)	作業時間の了承については、近隣説明会時の周知でよいか。	近隣説明会に限らず、近隣住民へ十分な周知を行い理解を得られる手段を提案ください。
21	近隣住民への安全対策について	要求水準書	P.58 (6)(a)	児童生徒の通学経路並びに通学時間帯を事前提示ください。	○通学路について 令和5年度学校安全マップ(追加公表)のとおりです。現在の天明中学校は、通学距離2km以上の生徒と部活動に入っている生徒は自転車通学が認められています。令和4年度は、163人中125人(約8割)が自転車通学で、今年度も同等の割合です。義務教育学校開校予定の令和9年度以降については、奥古閑小、中緑小、銭塘小、川口小の一定距離以上の児童はスクールバス通学を想定しています。 ○通学時間帯について 学校の門等の開錠は、現状では7時30分となります。通学時間帯は、7時30分から8時15分までとなります。なお、教室着席が8時15分で、その後健康観察になります。

個別対話の議題への対応

令和5年(2023年)10月31日公表

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	確認したい内容	対応
22	近隣調査について	要求水準書	P.58 (7)着工前業務 ①(a)	近隣住民との『調整』とあるが、近隣説明会時の対応でよいか。 また、周辺家屋調査の具体的範囲をお示ください。	前段:近隣への理解を得られるための全般的な対応を期待しています。 後段:工事の影響が想定される、工事敷地や工事車両動線に隣接する家屋を対象と想定しています。
23	既存水路の取り扱いについて	要求水準書	P.60 第3建設・工事 監理業務 1建設・工事監 理業務に係る要 求内容 (8)建設期間中 業務 ④既存校舎の解 体・撤去業務 ア(b)	「なお、既存校舎と既存グラウンドの間にある水路は、開発行為に該当しない手法により、校地として整備すること。」という文面の解釈について。	当該水路については、現在は公共的な排水には使用されておらず、教育委員会が管理する財産となっています。そのため、撤去して整地することも可能であり、開発行為には該当しないと考えています。また、今後、用途廃止し、学校用地として登記することを検討しています。
24	必要諸室	要求水準書 資料8		放送室と放送機器室の兼用は可能か。	兼用は不可とします。
25	事務室・職員室の給水および給湯設備	添付資料8 必要諸室 リストおよび電気・機 械要求性能表		事務室および職員室に給水及び給湯が必要な旨の記載があります。一方で要求水準書P.36～38の当該室には、給水および給湯が必要な器具の記載がありませんでした。資料8に記載の職員室および事務室の給水および給湯は、給湯コーナーへの供給と読み替えてよいか。	お見込みのとおりです。
26	資料9 建設業務に含む什器・備品リスト(参考仕様)について	要求水準書、資料9	要 求 水 準 書 P.15 ②施設規模及び 必要諸室及び什 器・備品	資料9の什器・備品リスト(参考仕様)記載の内容は参考と考え、代替提案は可能か。	資料9「建設業務に含む什器・備品リスト(参考仕様)」を参照した提案は可能です。仕上や寸法については、提案する計画に応じて最適な数量・仕様・寸法を提案ください。
27	放送室の備品・什器について	要求水準書 資料9	資料9建設業務 に含む什器・備 品リスト(参考仕 様) 管理諸室 放送 室	音声調整卓等の備品に「前期・後期課程各1台」と記載があるがどのような意図か。	現段階では前期課程と後期課程の運用方法等が未定のため、各1台を整備するように想定しています。

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	確認したい内容	対応
28	給湯コーナーの設置室について	要求水準書、資料9	要求水準書 P.37 工,給湯コーナー 資料9建設業務 を含む什器・備 品リスト(参考仕 様) 管理諸室 職員室、事務室	給湯コーナーの設置必要室は要求水準書のとおり職員室と事務室でよいか。また事務室に設ける給湯コーナーの仕様は資料9建設業務を含む什器・備品リスト(参考仕様)の職員室に記載されているキッチンの仕様と同じと考えてよいか。	お見込みのとおりです。
29	体育館の仕上について	要求水準書 資料9	資料9建設業務 を含む什器・備 品リスト(参考仕 様) 体育施設 大体育館、小体 育館	大体育館、小体育館の掲示クロスの平面的な範囲は任意で設定してよいと考えてよいか。	アリーナ外の廊下、ホール等の共用部を想定していますが、範囲については提案によるものとします。
30	什器・備品について	要求水準書 資料09		建設業務に含む什器備品リストに記載以外の什器備品については別途と考えてよいか。	お見込みの通りです。 なお、本市が過去に整備した学校に設置されている什器寸法を記載しており、諸室の形状に応じて適切に計画するしてください。 また、詳細な仕様・数量は事業者の提案によります。
31	カウンセリング室控室について	要求水準書資料17	カウンセリング 室・カウンセ ラー室のレイ アウト	保護者控室と他室との兼用は可能か。	深刻な相談で入室する保護者が来校、入室した際に、教職員と交流している保護者と遭遇する可能性もあるため、他用途との兼用は不可とします。
32	必要諸室	要求水準書 資料17		通級指導教室のレイアウトにおいて、遮音性能を確保する小部屋が通級指導教室と隣接しているが、近接でもよいか。	近接でも可とします。
33	工期の短縮について	契約書案	P.13 第24条 発注者の請求による工期の短縮	「特別な理由」とあるが、受注者へ、理由を明示した書面の提出はあると考えてよいか。	お見込みのとおりです。

個別対話の議題への対応

令和5年(2023年)10月31日公表

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	確認したい内容	対応
34	物価変動について	契約書案 別紙1	別紙1 請負代金額の改 定方法	「建築費指数」を用いるとありますが、これを用いての改定は、着工日の属する月、又は事業者の提案日の早い方の月の建築費指数と提案日の属する月の建築費指数にて算定されますが、この1回限りか。	お見込みのとおりです。なお、その後の物価急騰等への対応については、全市的な方針に基づき協議・検討いたします。
35	側溝・集水桝の仕様について	様式H-1チェックシ ート	様式H-1チェッ クシート第2.2 設計業務対象施 設に係る要件⑨ 外構・グラウン ド	様式H-1チェックシートチェック項目の提案書への記載方法について、外構・緑地計画図の注釈欄に側溝・集水桝に関する諸条件に適合する旨を記載し、提出すればよいか。	お見込みのとおりです。
36	災害時の想定避難可能人数 について			災害時の想定避難可能人数の想定があるか。	令和5年(2023)年7月1日現在、天明校区には約7,667人(3,314世帯)が居住しています。 洪水や高潮等においては、水平避難が原則であるため、基本的には避難所としての開設は想定していませんが、緊急避難所としての役割を担うことを想定しています。 一方、地震時については、体育館、武道場のほか、校舎の一部も活用し、可能な限りの受け入れを想定しています。 なお、必要面積は、基本的には1人あたり2㎡、緊急時には1人あたり1㎡と試算しています。 (令和5年7月28日に公開した、要求水準書(案)に関する質問・意見への回答と同内容。)
37	避難所利用の想定について			地震時、浸水時共に、避難所の収容人員の想定があれば、ご教示頂きたい。また災害発生に伴うインフラ途絶期間(日数)の想定があれば、ご教示頂きたい。	令和5年(2023)年7月1日現在、天明校区には約7,667人(3,314世帯)が居住しています。 洪水や高潮等においては、水平避難が原則であるため、基本的には避難所としての開設は想定していませんが、緊急避難所としての役割を担うことを想定しています。 一方、地震時については、体育館、武道場のほか、校舎の一部も活用し、可能な限りの受け入れを想定しています。 なお、必要面積は、基本的には1人あたり2㎡、緊急時には1人あたり1㎡と試算しています。 (令和5年7月28日に公開した、要求水準書(案)に関する質問・意見への回答と同内容。)
38	既存施設の状況確認	全般		現状の学校運営において、近隣からの苦情等はあるか。	近年、学校運営にかかる近隣からの苦情は把握しておりません。

個別対話の議題への対応

令和5年(2023年)10月31日公表

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	確認したい内容	対応
39	面積や高さの確認方法	計画概要		「面積高さ等の数値は図面等で確認できるようにして下さい」とあるが、平面図とは別に求積図が必要になるのか。	求積図は不要とします。寸法線やスケールバーを記載するなどし、面積や高さが判断できるようにしてください。
40	借地について	全般		本工事場所に隣接する南区役所天明まちづくりセンターの敷地(駐車場等)に余剰スペースがあれば、工所用(駐車場、仮設事務所等)として借地協議することは可能か。	現時点では想定していません。
41	その他			新校舎の供用開始を早めるような工期短縮の工夫は評価されるのか。	3学期に在校生が新校舎を使用できる、卒業式を新校舎で実施できるなど、生徒にとってのメリットが期待できるため、工期の短縮を期待しており、審査項目において総合的に判断します。
42	法改正予定の構造計画の提案について			設計時に改正されると予想されている法適用による提案は可能か。	将来の法改正を適用した提案は不可とします。提案時における現行の法令を適用してください。
43	開発行為について			開発不要の手続き、手順について、想定頂いている内容をご教示ください。	都計法第29条の開発行為に該当しない整備を想定しています。その上で、担当部局と協議しながら必要な手続きをしていただくこととなります。 なお、現在は公共的な排水には使用されておらず、教育委員会が管理する財産となっています。そのため、撤去して整地することも可能であり、開発行為には該当しないと考えています。また、今後、用途廃止し、学校用地として登記することを検討しています。
44	ランニングコストの試算について			ランニングコストの試算にあたり電力供給会社(電力契約会社)の指定はあるか。	電力供給契約について契約相手方の指定はありません。ただし、本市の関連計画(熊本市役所脱炭素化イニシアティブプラン)に沿った「発電時にCO2を排出しない電力を調達できる相手方」との契約が必要となります。詳細な説明が必要な場合は、当該計画の所管課である脱炭素戦略課に確認いただくこととなります。
45	学校時間割について			小学校、中学校共に、時間割の資料をご提示頂きたい。	参加表明した全てのグループ(代表企業)に提供します。

個別対話の議題への対応

No.	議題	資料名	該当箇所 (頁・項目)	確認したい内容	対応
46	その他	その他		工事車両の動線の関係で、北側道路拡張の考えはないか。	現状においては、想定していません。
47	その他	その他		北側道路拡張の計画はあるか。	現状においては、想定していません。
48	その他	その他		周辺道路の拡張の予定について確認したい。	現時点においては、北側道路の拡張の予定はありません。
49	その他	その他		日影図について、時間や高さの指定をしてもらいたい。	春秋分における測定面±0m、規制時間4h,2.5hとしてください。
50	その他	その他		交流スペース等、廊下その他との共用可と記載されている部分については、共用面積が分かるよう括弧書きで示すことでよいか。	お見込みのとおりです。
51	その他	その他		水路を廃止して、別の雨水排水路をつくるのは可能か。	可能です。 当該水路については、現在は公共的な排水には使用されておらず、教育委員会が管理する財産となっています。そのため、撤去して整地することも可能であり、開発行為には該当しないと考えています。また、今後、用途廃止し、学校用地として登記することを検討しています。
52	その他	その他		こどもたちの動線を考慮した場合、現在の駐輪場の利用やプールの利用について確認したい。	要求水準書p14(第2-1(1)①)にあるとおり、プールは先行解体が可能ですが、令和7(2025)年度の1学期までは授業で利用します。駐輪場については、既存が利用できない場合には、なんらかの代替措置が必要です。